第6回懇談会検討資料

1 条例の構成例

区産業振興基本条例

(前文)
自治体の歴史、特色、産業の捉え方、産業振興の方向性、など
(目的)
産業の発展、地域経済活性化を図るため、地域の特性を生かした産業振興のあり方や今後の
方向性、各主体の役割など、産業振興に関する基本的な事項を定める
第1条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(定義)
条例中における用語の定義を規定する
第2条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
(基本理念)(基本方針)
産業振興、地域経済の活性化を推進するための基本的な理念や方針
第3条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(基本施策)
基本理念・基本方針に基づき区が講じる、産業振興・地域経済の活性化に関する施策
第 4 条
(区の責務)
基本理念を実現するための自治体の役割、求められる姿勢など
第5条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(事業者等の役割・責務) 基本理念を実現するために求められる事業所等の役割・責務、あり方、求められる経営など
第6条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(商店会の役割・責務)
商店会の役割の再定義、あり方、求められる商店街像、商店会加入促進など 第7条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 7 次
(大企業者の役割、理解、協力)
大企業の地域において求められる役割、理解、協力のあり方など
第8条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(教育機関の役割、理解、協力)
教育機関の役割、理解、協力のあり方など
第9条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(区民の役割、理解、協力)
区民の役割、理解、協力、消費等のあり方など
第10条
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
(創業及び新たな事業の創出等の促進)
創業及び新たな事業の創出等の促進のための事業環境の整備など
第11条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(産業振興、地域経済の活性化の推進に当たっての措置等)
産業振興、地域経済の活性化の推進に当たり、必要な措置を講ずるように努めること、など
第12条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
附則
(施行期日)
この条例は、平成 年 月 日から施行する。

2 他自治体の条例構成

自治体名	墨田区	千代田区	豊島区	江東区	
条例名	墨田区中小企業振興基本条例	千代田区中小企業振興基本条例	豊島区商工振興条例	江東区地域経済活性化条例	
前文	1	-	-	-	
第1条	目的	目的	目的	目的	
第2条	定義	定義	定義	定義	
第3条	基本方針	基本方針	基本方針	基本理念	
第4条	施策の大綱	基本的施策	基本施策	基本施策	
第5条	区長の責務	区の責務	協働の促進	区の責務	
第6条	中小企業者の努力	中小企業の責務	事業者の責務	事業者の責務	
第7条	区民等の理解と協力	区民等の理解と協力	商店会の責務等	商店会等の責務	
第8条	委任	大企業者の理解と協力	商店会への加入促進	区民の役割	
第9条	-	委任	区民の理解及び協力	大企業者の理解と協力	
第10条	-	-	商工政策審議会	委任	
第11条	-	-	委任	-	
第12条	-	-	-	-	
第13条	-	-	-	-	
第14条	-	-	-	-	
第15条	-	-	-	-	
第16条	-	-	-	-	
第17条	-	-	-	-	
第18条	-	-	-	-	
第19条	-	-	-	-	
第20条	-	-	-	-	
第21条	-	-	-	-	

自治体名	八尾市	千葉県	帯広市	釧路市
条例名	八尾市中小企業地域経済振興基本条例	千葉県中小企業の振興に関する条例	带広市中小企業振興基本条例	釧路市中小企業基本条例
前文	-	あり	あり	あり
第1条	目的	目的	目的	目的
第2条	定義	定義	定義	定義
第3条	基本方針	基本理念	中小企業振興の基本的方向	基本理念
第4条	基本的施策	県の責務	市長の責務	市の役割
第5条	市の責務	中小企業者等の努力	中小企業者の役割と努力	中小企業等の役割
第6条	中小企業者等の努力	中小企業に関する団体等の役割	市民の理解と協力	大企業者の役割
第7条	市民の理解と協力	大企業者の役割	委任規定	市民の役割
第8条	大企業者等の努力	大学等の役割	1	基本的施策
第9条	委任	県民の理解と協力	-	地域経済円卓会議
第10条	-	市町村への協力	1	委任
第11条	-	基本方針	-	-
第12条	-	創業等への意欲的な取組の促進	1	-
第13条	-	連携の促進	1	-
第14条	-	経営基盤の強化の促進	1	-
第15条	-	人材の確保及び育成の支援	1	-
第16条	-	地域づくりによる地域の活性化の促進	1	-
第17条	-	中小企業振興施策の公表等	1	-
第18条	-	施策実施上の配慮	•	-
第19条	-	受注機会の確保		-
第20条	-	調査及び研究	-	-
第21条	-	財政上の措置	-	-

3 他自治体の条例名称

= 				エ の他の白海は			
東京都23区 年 自治体名 条例名			その他の自治体 年 自治体名 条例名				
	墨田区	墨田区 <u>中小企業振興</u> 基本条例	·	宮城県仙台市	仙台市 <u>商工業振興</u> 条例		
1983年	港区	港区中 <u>小企業振興</u> 基本条例	2000年	長野県諏訪市	諏訪市 <u>中小企業振興</u> 基本条例		
1990年	葛飾区	葛飾区 <u>中小企業振興</u> 基本条例		大阪府八尾市	八尾市 <u>中小企業地域経済振興</u> 基本条例		
1991年	台東区	台東区 <u>中小企業振興に関する</u> 基本条例	2001年	群馬県	群馬県 <u>ものづくり・新産業創出</u> 基本条例		
1992年	千代田区	千代田区 <u>中小企業振興</u> 基本条例		宮城県塩竈市	塩竈市 <u>中小企業振興</u> 条例		
1995年	大田区	大田区 <u>産業のまちづくり</u> 条例	2002年	埼玉県	埼玉県 <u>中小企業振興</u> 基本条例		
1995年	中央区	中央区中小企業の振興に関する基本条例	20024	新潟県燕市	燕市 <u>中小企業振</u> 興条例		
1999年	世田谷区	世田谷区 <u>産業振興</u> 基本条例	2003年	東京都八王子市	八王子市 <u>いきいき産業</u> 基本条例		
2000年	目黒区	目黒区 <u>中小企業振興</u> 基本条例	2004年	千葉県習志野市	習志野市 <u>産業振興</u> 基本条例		
2004年	杉並区	杉並区 <u>商店街にあける商業等の活性化に関</u> <u>する</u> 条例	2006年	福島県	福島県 <u>中小企業振興</u> 基本条例		
	足立区	足立区 <u>経済活性化</u> 基本条例		兵庫県宝塚市	宝塚市 <u>産業振興</u> 基本条例		
	板橋区	板橋区 <u>産業活性化</u> 条例		東京都三鷹市	三鷹市 <u>商店街の活性化及び商店街を中心と</u> したまちづくりの推進に関する条例		
	荒川区	荒川区 <u>産業振興</u> 基本条例		千葉県	千葉県中小企業の振興に関する条例		
2005年	練馬区	練馬区 <u>産業振興</u> 基本条例		京都府	京都府 <u>中小企業応援</u> 条例		
2000	豊島区	豊島区 <u>商工振興</u> 条例	2007年	北海道帯広市	帯広市 <u>中小企業振興</u> 基本条例		
	文京区	文京区 <u>商店街の振興に関する</u> 条例		静岡県富士市	富士市 <u>中小企業振興</u> 基本条例		
	渋谷区	渋谷区 <u>新たな商業振興のための</u> 条例		北海道	北海道経済構造の転換を図るための企業立地の 促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例		
	中野区	中野区 <u>商店街の活性化に係る事業者の相互</u> <u>協力等に関する</u> 条例		北海道下川町	下川町 <u>中小企業振興</u> 基本条例		
2006年	北区	東京都北区 <u>商店街の活性化に関する</u> 条例		青森県	青森県 <u>中小企業振興</u> 基本条例		
2008年	江東区	江東区 <u>地域経済活性化</u> 基本条例		札幌市	札幌市 <u>中小企業振興</u> 条例		
				徳島県	徳島県 <u>経済飛躍のための中小企業の振興に</u> 関する条例		
				沖縄県	沖縄県中小企業の振興に関する条例		
				奈良県	奈良県 <u>中小企業振興</u> 基本条例		
			2008年	熊本県菊池市	菊池市 <u>中小企業振興</u> 基本条例		
				熊本県山鹿市	山鹿市 <u>商工業振興</u> 基本条例		
				東京都町田市	町田市 <u>産業振興</u> 基本条例		
				石川県野々市町	野々市町 <u>中小企業振興</u> 基本条例		
				千葉県八千代市	八千代市 <u>産業振興</u> 基本条例		
				神奈川県	神奈川県 <u>中小企業活性化推進</u> 条例		
				北海道釧路市	釧路市 <u>中小企業</u> 基本条例		
				北海道別海町	別海町 <u>中小企業振興</u> 基本条例		

注)他自治体のHPより作成

4 論点整理

【条例構成例】

[前 文] 地域の歴史・成り立ち 地域の産業構成、産業の現状 産業振興の重要性など

【目 的】 産業振興条例を制定する目的

【基本理念·基本方針】 産業振興に関するあるべき姿、目 指すべき方向性

【基本施策】

基本理念を実現するため、自治体が実施する産業振興施策の基本的方向性・長期的な視点(基本理念を実現するための手段・方法など)

【区の役割・責務】 基本理念を実現するための区の役割、求められる区の姿勢

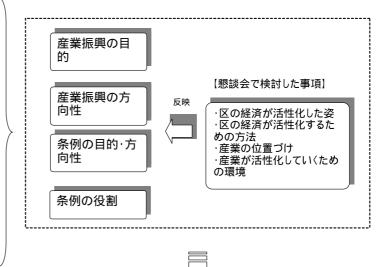
【事業者等の役割】

基本理念を実現するための求められる事業所等の役割・責務、あり方、求められる経営など

【商店会の役割】 商店街の役割の再定義、あり方、 求められる商店街像、商店会加入 促進など

【区民の役割、理解、協力】 区民の役割、理解、協力、消費等 のあり方など

【産業振興、地域経済の活性化の 推進にあたっての措置等】 条例制定後の方向性、目標



第6回懇談会 「各主体の役割」

区の産業が振興するためには、各主体がどのような役割を果たすべきか

- ・各主体が果たすべき役割とは
- ・条例における各主体とは

第6回懇談会 「条例制定後の方向性」 条例を制定した後の、産業の振興についてどう考えていくか

【各委員発言 抜粋】

【条例の役割】

- ・地方自治体が、地域産業を振興することを、自治体の内部に対して明確にする
- ・地域の産業に対して、地方自治体の姿勢を示す ・行政の姿勢の継続性を担保する
- ・意識改革を可能にするひとつの手法

区の内部の意識改革 = 区職員の意識改革

区民の意識改革

【条例の目標】

・地域のにぎわい、活性化 地域経済のさらなる発展・活性化、区民生活の利便性・質の 向上

【条例の方向性】

- ·新宿の特徴·特色をふまえ、めざす姿を具体的に示す
- ・中小企業を単に守るため、保護するための条例であってはならない
- ・「行政の姿勢」と「情報の発信」が重要である

【新宿の特色、特徴について】

- ・大消費地、大経済圏である
- 多様性がある
- 事業活動しやすい
- ・エンターテイメントのまちとしての魅力がある

【区の経済が活性化した姿、活性化するための方法】

- ・産業の豊かな集積を通じて区民にとって活力に溢れる豊かで魅力的な地域を作っていく
- ・"正しい(いい)企業"を増やす
- ・創業、開業の促進
- ・既存の企業の質を高め活性化させていく
- ・人が集まる仕掛け
- ・地域性、まちづくりに生かす

【産業の位置づけ】

- ・地域と地域産業の繁栄は不可分
- ・産業が産業を生むわけではなく、産業は生活の中で作られるもの

【産業が活性化していくための環境】

- ・区民の役割・理解・協力と、行政とのかかわり
- ・元気な中小企業の誕生を支援し、集積させる環境整備
- ・地域産業活性化のために大事な7人(企業家・起業家、支援者、区民、産業支援機関、 金融機 関、行政、教育機関)がそれぞれの役割・使命を果たし、連携・協働していく
- ・日本の中で見た、新宿区の優位性と役割の見直し

5 第6回懇談会検討事項

(1)「各主体の役割」について

産業振興において

区(行政)はどのような役割を果たすべきか 企業はどのような役割を果たすべきか 商店街はどのような役割を果たすべきか 区民はどのような役割を果たすべきか

その他に、役割を果たすべき主体はあるか

これまでの懇談会での意見

【区について】

- ・「行政の覚悟」と「情報の発信」の2つが重要である
- ・地域の特色、多様性を促進し確立する
- ・既存企業を活性化させる
- ・創業をしやすい環境をつくる
- ・起業家になりたい人を育てる
- ・商店街の発展には、自主努力と、行政の「主導性」が必要である。

【企業について】

- ・正しい経営を行う
- ・情報収集力、情報発信力を強化する

・商業人、経営者の育成を考えなくてはいけない

【商店街について】

- ・個店に対して、他では代替できない機能や価値を「見つける」
- 「教える」「引き出す」手伝いを行う
- ・次期世代の若者の人材育成を考える
- ・地域と商店街の状況を把握し、現状を踏まえ、そこに住む人が

何を望んでいるのかを考え共感を引き出す

(2)条例制定後の方向性

条例を制定した後の、産業振興について どう考えていくのか

これまでの懇談会での意見

- ・産業振興基本条例を制定することにより、どういう結果になったのか、検証できるようなものがあればよい
- ・(条例制定後の)プロモーションに力をいれる
- ・条例をつくって満足してしまうのでなく、皆が知恵を出し合
- って前に進めるような条例にしたほうがよい

6 今後の懇談会スケジュール

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
第6回	第7回	第8回	第9回	パブリック	・コメント実	☑施(区)	第10回
各主体の役割について	報告書案・条例素案の	報告書案・条例素案の	区長へ報告書・条例素				パブリック・コメント